

議 事 録

会 議 名	令和4年 第9回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和4年9月26日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	<p>農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留清一 3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 7番 相田 孝 計8名</p>		
欠席委員	農業委員：無		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	<p>日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和4年 第9回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、3番と4番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号57号及び58号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号57・58号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内の市街化調整区域内にある農地2筆です。転用事業の内容は、2筆合わせて駐車場として利用する計画で、近隣に事業所がある特殊車両製造業者が事業拡大により現事業所敷地内にある駐車場が手狭となったことから、近隣で適地を探していたところ、事業所との位置関係や道路環境、高速道路へのアクセス等が良好である当該地について、譲渡人との間で所有権移転の話がまとまり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地の前面道路に給水管及び下水道管が埋設されており、500m以内に教育施設(南小学校)と公共施設(菅田公園)が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4 番：9月16日に事務局職員と現地確認しました。進入経路等しっかり書類にまとまっていたので問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p>		

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号57号及び58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号57号及び58号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号59号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号59号を朗読)

(説明) 当該地は岡田農用地区域内農地の1筆で現況は畑です。当該地につきましては、貸し手及び借り手からの相談があり、町農政課や県農業公社の情報提供や調整により、新たに利用権設定されることとなりました。

期間については3年間で、農地中間管理機構である神奈川県農業公社が利用権の設定を受け、県農業公社から借り手に貸し出されます。借り手は当該地近隣でも実績があり、トラクターや軽トラック等を所有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：事務局職員と現地確認しました。トラクターできちんと管理されておりすぐに作付けできる状態でした。借り手については、現在同地区の別の農地でしっかり耕作しており頑張っているので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号59号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

次に、日程第3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号64号～68号の5件、日程第4、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号69号の1件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり5件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり1件それぞれ届出がありました。

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

	会 長：では、以上をもって、令和4年第9回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	1. 令和4年第9回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 福岡 喜輝 議事録署名人 中村 基寛

本議事録は、令和4年10月25日、承認・署名を得て確定しました。